

# 門司港地域複合公共施設整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の経過について

時期	概要	対応など	
令和5年3月	【試掘】 建物基礎などを発見		
令和5年5月18日 令和5年5月22日	〔県に包蔵地の追加申請 県より包蔵地追加の承認〕	◇文化財保護法に則り 発掘調査に係る届出等	
令和5年7月10日 令和5年7月13日	県に94条通知(建設工事の届出) 県より回答(記録保存調査の指示)	↓	
令和5年9月19日	【現地の発掘調査に着手】	*県との文化財協議(4回)	
令和5年10月12日	○県の現地視察 (~11月 計3回)  ○審議会委員・専門家の 現地視察・意見聴取など	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p><b>開発と保存との共存の可能性を検討</b></p> <p>公共施設マネジメント モデルプロジェクト 「門司港地域複合公共施設整備事業」</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>鉄道遺構の保存</p> </div>	
令和5年11月19日	○一般向け 現地説明会の実施		
令和5年11月30日	【発掘調査が終了】  ↓ ~文献調査等を進め、 整備の行方を待つ~		
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化施設への対応急務</li> <li>・バリアフリー・利便性の確保</li> <li>・整備を期待する市民の声への対応</li> <li>・設計変更・代替地確保の困難性</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>プロジェクト継続+遺構の一部移設</b></p> <p style="text-align: center;">【価値づけには至らず】</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">方針発表</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>市としての総合的な判断</p> </div>	
令和6年1月25日	○県に調査所見を提出 *その後、26日付で終了届		

# 文化財保護に関する権限の整理

- 文化財保護に関する事務は、重要なものを除き、教育委員会の権限で市文局長が補助執行
- 文化財保護以外の文化に関する事務は、市長の権限で市文局長が直接執行

権限	教育委員会		市長
	教育委員会会議	市文局長	市文局長
意思決定			
法的整理	通例（法の趣旨）	補助執行規則 + 専決規定	法・条例に基づく移管
担当事務	<p>右の補助執行させるものうち、専決規程上、「重要なもの」として除かれたもの</p> <p>▶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財保護審議会委員の委嘱</li> <li>● 条例・規則の制定・改廃</li> </ul>	<p>① 文化財の保護、活用に関すること</p> <p>② 文化財の調査、指定、管理に関すること</p> <p>③ 文化財保存の助成に関すること</p> <p>④ 埋蔵文化財の保護に関すること</p> <p>⑤ 文化財保護審議会に関すること（①～④に関して重要なものを除く）</p> <p>▶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則</li> <li>● 北九州市教育委員会専決規程</li> </ul>	<p>⑥ スポーツに関すること（学校体育除く）</p> <p>⑦ 文化に関すること（文化財保護除く）</p> <p>※平成30年に「文化財の保護に関する事務」も特例で市長の権限で直接、管理・執行できるよう法改正があったが、条例では、特例から除外されている</p> <p>▶</p> <p>スポーツ及び文化に関する事務を管理し及び執行する機関に関する条例</p>

※根拠法令：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条及び第23条